

臨時報告書

株式会社 岡三証券グループ

(E03756)

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月30日
【会社名】	株式会社岡三証券グループ
【英訳名】	OKASAN SECURITIES GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 新芝 宏之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	03(3272)2222(代表)
【事務連絡者氏名】	岡三証券株式会社 経理部長 中上 忠
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 室町東三井ビルディング
【電話番号】	03(3272)2211(代表)
【事務連絡者氏名】	岡三証券株式会社 経理部長 中上 忠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第77期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき25円 配当総額4,995,727,675円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役として、加藤精一、加藤哲夫、新芝宏之、野中計彦、新堂弘幸、田中充、村井博幸および早川政博の8氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、岩木徹美、夏目信幸、成川哲夫、比護正史および河野宏和の5氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第7号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

第8号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第 1 号議案	151,306	185	48	98.80	可決
第 2 号議案	131,017	20,474	49	85.55	可決
第 3 号議案					
加藤 精一	149,704	1,545	288	97.76	可決
加藤 哲夫	150,234	1,016	288	98.10	可決
新芝 宏之	150,501	987	50	98.28	可決
野中 計彦	150,474	1,014	50	98.26	可決
新堂 弘幸	150,482	1,006	50	98.27	可決
田中 充	150,484	1,004	50	98.27	可決
村井 博幸	150,485	1,003	50	98.27	可決
早川 政博	149,976	1,511	50	97.94	可決
第 4 号議案					
岩木 徹美	149,811	1,677	50	97.83	可決
夏目 信幸	149,824	1,664	50	97.84	可決
成川 哲夫	139,990	11,497	50	91.42	可決
比護 正史	150,580	908	50	98.33	可決
河野 宏和	150,634	854	50	98.37	可決
第 5 号議案	151,116	320	101	98.68	可決
第 6 号議案	151,129	308	100	98.69	可決
第 7 号議案	133,087	18,373	78	86.91	可決
第 8 号議案	134,537	16,901	99	87.85	可決

(注) 1. 第 1 号議案、第 5 号議案乃至第 8 号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第 2 号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成であります。

3. 第 3 号議案及び第 4 号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上